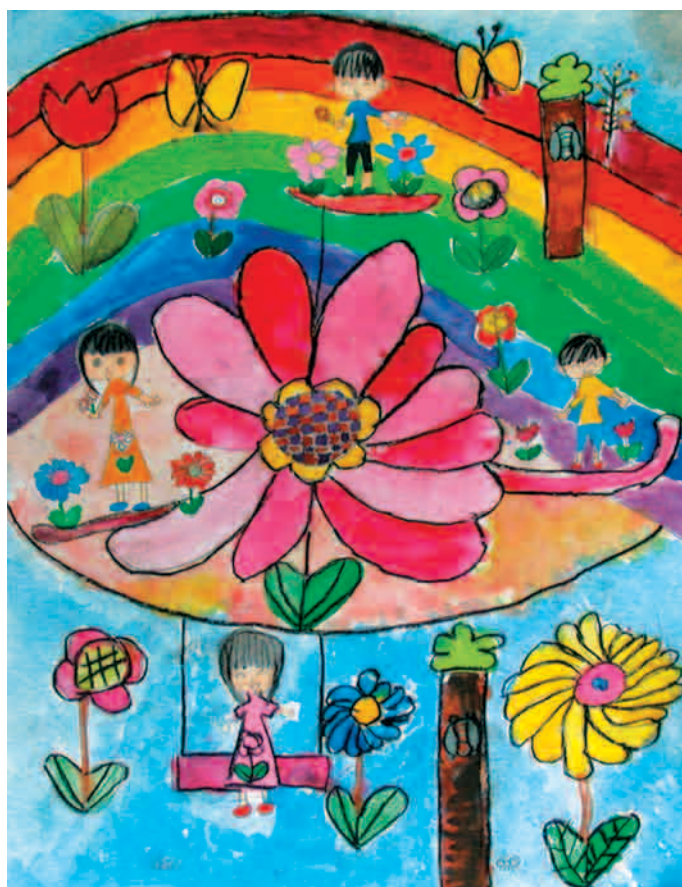


IV. 美しい自然と快適空間の形成

1. 持続可能な環境づくり
2. 良好な生活環境の整備

林田小2年 すぎ山 らみさん



IV 美しい自然と快適空間の形成

1. 持続可能な環境づくり

1-1. 自然環境の保全

● 現況と課題

本市には、氷ノ山・後山・那岐山国定公園などの雄大な中国山地の山並みや清流をはじめとする恵み豊かな自然が残されています。しかし、開発によるスプロール化（注）や物質的な豊かさ、便利さを追求する経済活動の進展により、森林の荒廃、農地の減少、水辺空間の喪失、生態系の破壊など豊かな自然環境が失われつつあります。

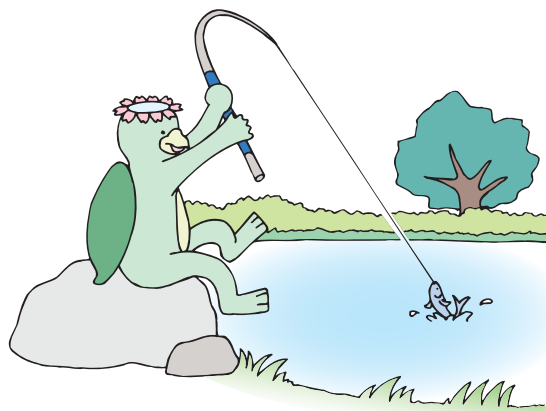
また、余暇時間の増加や市民の環境に対する意識の向上にともない、自然とのふれあいを大切にし、憩いと安らぎのある生活を求める声が高まっており、水や緑、生態系などの自然や景観を守り、蘇らせるための市民運動も活発になっています。

私たちは、自然が減少する傾向にあるなか、豊かな自然環境や景観を守り、後世に継承していくことが求められています。

現在、本市では、自然環境や景観を保全するため、下水道や水辺環境の整備を進めるとともに、市内3箇所の自然保護地域を指定しています。今後は、自然環境や景観の保全と再生をめざした農林業の振興や土地利用、都市整備を進める必要があります。

■ 自然保護地区の指定

区 分	指 定	面 積
黒沢山地域自然環境保護地区	昭和48年9月1日	613ha
神楽尾山地域郷土自然保護地区	昭和48年9月1日	693ha
神南備山地域郷土自然保護地区	昭和48年9月1日	564ha





基本方針

豊かな自然を後世に継承していくため、森林や河川、生態系をはじめ、地域固有の里山里地（注）など自然環境と景観の保全と再生に取り組みます。また、自然を守り大切にする自然保護思想の普及に努めます。

基本的施策

自然環境の保全

自然環境の保全と再生

自然景観の保全と再生

自然保護思想の普及

施策の方向

1. 自然環境の保全と再生

人と自然が調和し、共生するため、植生や生態系に配慮した森林整備や有機資源のリサイクル、減農薬（注）・有機農法などを組み入れた環境保全型農林業を推進し、里山里地の持つ水源かん養、大気浄化などの機能や在来の野生生物など豊かな生態系の保全と再生に努めます。

また、河川や水路などにおける自然に配慮した親水空間の整備や下水道、合併浄化槽等の整備により、水環境の保全を推進します。

2. 自然景観の保全と再生

水辺や森林、田園、ため池などの自然景観は、住む人に憩いと安らぎをもたらし、また、国土を保全する上で重要な役割を担っていることから、景観法に基づく景観計画区域や津山市環境保全条例に基づく新たな自然保護地域の指定を行うなど、積極的に自然景観の保全と再生に努めます。

3. 自然保護思想の普及

水辺や森林などの自然や農村地域の里山里地や食文化などを体験し、学ぶことで、自然の大切さへの理解を深めます。また、都市と農村地域の交流により、環境保全や観光、地域振興につながるエコツーリズム（注）を推進します。

IV 美しい自然と快適空間の形成

主 な 事 業・概 要	実 施 時 期		
	前 期 平成18年度 ～20年度	中 期 平成21年度 ～23年度	後 期 平成24年度 ～27年度
○森林災害復旧事業（再掲） 平成16年台風23号で被災した 森林の復旧			
○市有林整備事業（再掲） 市有林の保育施業			
○公共下水道事業(再掲) 污水管整備、雨水管整備、浄化セ ンター整備、普及啓発活動の実施			
○合併処理浄化槽設置事業(再掲) 公共下水道、農業集落排水処理区域 外への合併処理浄化槽の設置補助			
○農業集落排水事業(再掲) 污水管整備、処理施設整備			
○マスタープラン策定事業(再掲) 都市計画マスタープラン、田園 環境整備マスタープランの作成			
○環境学習事業 エコツアー（自然体験ツアー） の実施			
○自然保護区域保全事業 自然保護区域の保全、指定			



1-2. 地球環境の保全

● 現況と課題

近年、地球温暖化（注）、オゾン層の破壊（注）、酸性雨などの環境汚染が地球規模で進んでおり、気候や生態系に大きな影響を及ぼしており、この地域でも近年にない勢力の強い台風による大規模な風水害が相次ぎました。

これらの問題の多くは、日常生活や社会活動そのものに起因しているため、これからは社会の発展を維持しながら、環境への負荷をできる限り少なくする社会経済システムへの転換が求められています。

本市では、林田小学校や本庁舎に太陽光発電設備を設置するなど、新エネルギー（注）の導入や、環境啓発キャラクター（注）を活用した地球温暖化防止の普及啓発を実施しています。また、ISO14001規格の自己適合宣言（注）を行い、庁舎管理や公共工事における省資源、省エネルギーの取り組みを行っています。

今後は、京都議定書目標達成計画（注）に即した温室効果ガス（注）排出量の削減に向けて、バイオマスエネルギー（注）等の導入や新ごみ処理施設における余熱利用による発電を計画するとともに、ISO14001をはじめとする環境マネジメントシステム（注）の普及や環境教育を推進し、省エネルギー、省資源、ごみ減量などに対する市民、事業者への環境意識の高揚と環境活動の促進が求められています。

また、平成15年に策定した環境基本計画により、環境施策を推進していますが、地球環境問題の深刻化や国、県の環境政策の推移に合わせた計画の見直しも必要です。

■ 平成15年度岡山市内の温室効果ガス排出量の状況

区 分	排出量 (千t-CO ₂)	構成割合 (%)	主な排出源
二酸化炭素	53,593	97.8	燃料の燃焼、廃棄物の焼却
メタン	265	0.5	自動車の走行、家畜の反すう
一酸化二窒素	642	1.2	ボイラー・ディーゼル機関などの使用
代替フロン等	285	0.5	自動車用エアコンディショナーの使用・廃棄
計	54,785	100.0	

※温室効果ガス排出量は、二酸化炭素に換算した量で示しています。

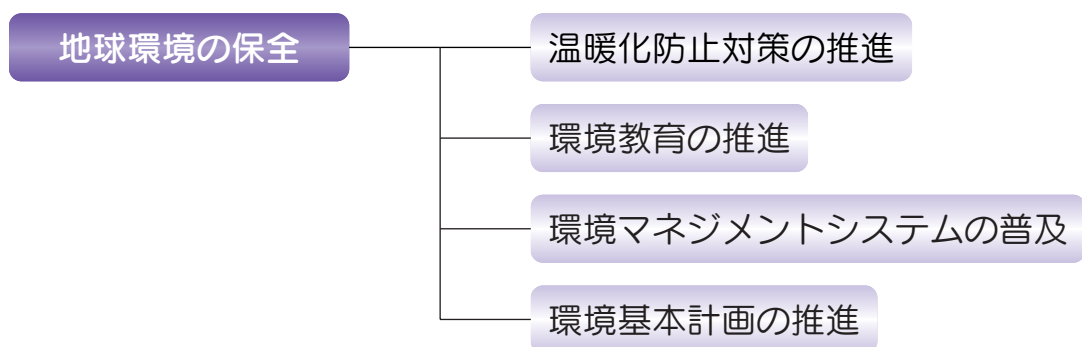
資料：平成17年度岡山県環境白書

IV 美しい自然と快適空間の形成

基本方針

地球環境問題の深刻さを捉え、環境保全の大切さを啓発し、市民、事業者と一体となって取り組みます。

基本的施策



施策の方向

1. 温暖化防止対策の推進

市民、事業者、関係機関等が一体となって、二酸化炭素など温室効果ガスの排出量の削減を促進します。また、環境啓発用キャラクター「津山太助」を活用したイベントや広報を実施するなど、温暖化対策の啓発に努めます。

環境に配慮した公共工事や施設整備を行い、省資源、省エネルギーの普及促進を図るとともに、木質バイオマスなどの環境保全と経済性を兼ね備えた再生可能なエネルギーを活用するなど、温室効果ガスの抑制に努めます。

2. 環境教育の推進

家庭、地域、学校、事業者において、環境保全に関する情報や環境体験の機会の提供を行うとともに、環境を大切にする心や環境保全活動への関心を育てるための教育を推進します。

3. 環境マネジメントシステムの普及

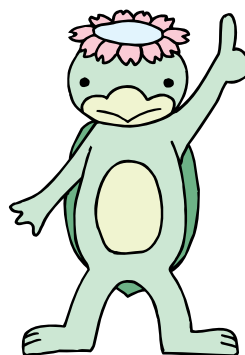
事業者が自ら公害を防止し、省エネルギー、省資源、ごみ減量などの環境への負荷を減らす取り組みを促すため、ISO14001などの環境マネジメントシステムの普及を行います。また、市民版ISOの普及を図ります。

4. 環境基本計画の推進

環境基本計画により、市民、事業者、行政の協働を図り、地域環境や地球環境の保全・再生に取り組みます。



主 な 事 業 ・ 概 要	実 施 時 期		
	前 期 平成18年度 ～20年度	中 期 平成21年度 ～23年度	後 期 平成24年度 ～27年度
○地球温暖化防止対策推進事業 地球温暖化対策地域推進計画の 策定、実施			
○木質系バイオマス利活用事業(再掲) 木質ボイラーの導入			
○環境教育推進事業 地域、学校等における環境活動推進 モデル地区の指定、環境教育プログラ ムの策定、実施			
○ISO14001 推進事業 ISO14001 認証取得の普及、市 民版ISOの策定			
○環境基本計画推進事業 環境基本計画の改訂、推進			



Ⅳ 美しい自然と快適空間の形成

2. 良好な生活環境の整備

2-1. 循環型社会の構築

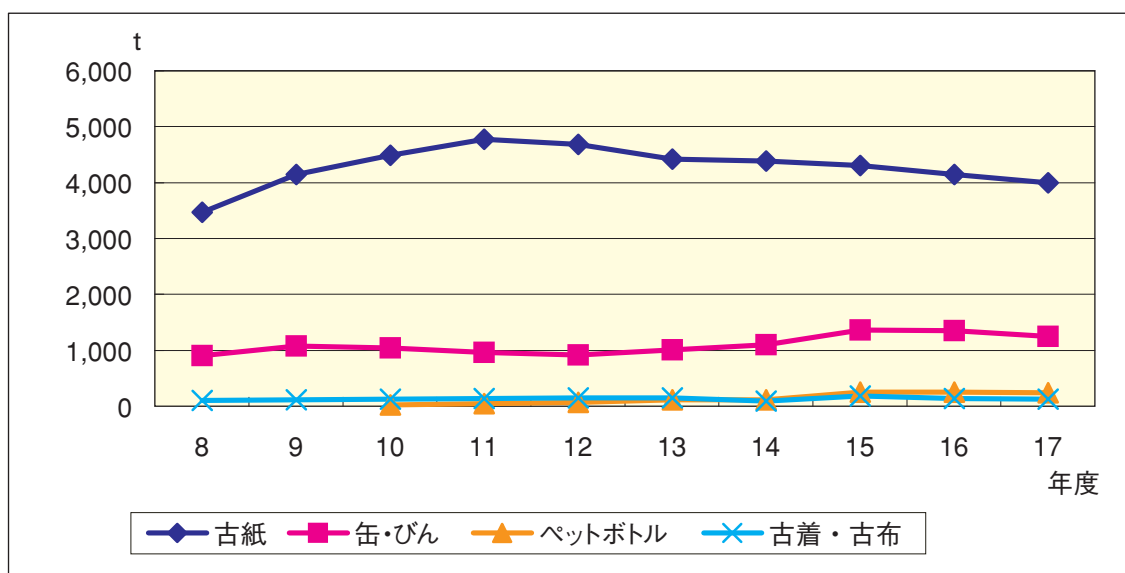
● 現況と課題

本市は、ごみ処理施設の危機的状況から、平成7年「ごみ非常事態宣言」を行い、平成9年には、指定ごみ袋制度による家庭ごみ処理手数料の有料化を実施し、市民への減量化意識の浸透を図ってきました。

また、最終処分場の延命と資源の有効活用を図るため、平成14年度からプラスチック容器包装の分別収集をはじめました。

今後も、資源循環型都市をめざし、市民・事業者と連携して、ごみの減量化、資源化に最大限努めるとともに、啓発、情報提供などの充実が求められています。

■ 年度別リサイクル状況（旧津山地域）



基本方針

大量生産、大量消費、大量廃棄といったライフスタイルの見直しと環境に配慮した事業活動を促進し、ごみの減量化と資源の有効活用に努め、循環型社会を構築します。



基本的施策

循環型社会の構築

ごみの減量化、資源化の推進

ライフスタイルの見直し

施策の方向

1. ごみの減量化、資源化の推進

地域や団体等が自主的に行っている資源化物の回収や生ごみの堆肥化等による減量化の支援を行います。さらに、資源化物を回収するシステムの拡大を図り、分別収集を一層推進します。

リユースプラザ津山「くるくる」を拠点とした市民参画による特色あるリユース（再使用）活動の推進と情報提供に努めます。

事業者に対しては、環境に配慮した事業活動や、製品の過剰包装の軽減、リサイクルしやすいしくみづくりを促進します。

また、関係機関との連携により、廃棄物排出者の自己処理責任による適正な処理の啓発を行います。

2. ライフスタイルの見直し

市民、事業者、行政が一体となって無駄のない資源の活用を図るため「ごみの発生を抑制する（リデュース）」「使用済み製品の再使用を進める（リユース）」「ごみを資源として再生させる（リサイクル）」の3Rを基本に、資源が循環するシステムづくりを進めます。

一人ひとりが生活を見直し、環境に負荷がかからないライフスタイルへの転換を図るため、環境に対する意識の高揚に努めます。

主 な 事 業 ・ 概 要	実 施 時 期		
	前 期 平成18年度 ～20年度	中 期 平成21年度 ～23年度	後 期 平成24年度 ～27年度
○エコプラザ整備事業 資源回収、環境学習等の施設整備	→		
○ごみ減量化・リサイクル推進事業 資源循環型都市の推進	→		

IV 美しい自然と快適空間の形成

2-2. 廃棄物処理の推進

● 現況と課題

市内小桁にある廃棄物焼却場をはじめ、津山圏域東部衛生施設組合・同西部衛生施設組合のいずれの焼却施設も老朽化が進んでいます。横山地内にある一般廃棄物最終処分場は、平成20年度末で残容量がなくなる状況で、その他の最終処分場についても安全閉鎖に向けて使用を中止しており、新ごみ処理施設の整備が急務となっています。

今後、資源化によるごみの減量化を図るとともに、環境に配慮した施設の建設を進めていかなければなりません。

また、現在の焼却施設と最終処分場については、適切な安全閉鎖を行うとともに、関係者との協議による跡地利用や周辺整備を進めていく必要があります。

し尿処理は、公共下水道の整備促進から収集量は減少しています。しかし、合併浄化槽の普及から、汚泥量の増加が著しく、既存施設で処理するためには、汚泥搬入量の調整を行うとともに、施設の整備、充実が必要となっています。

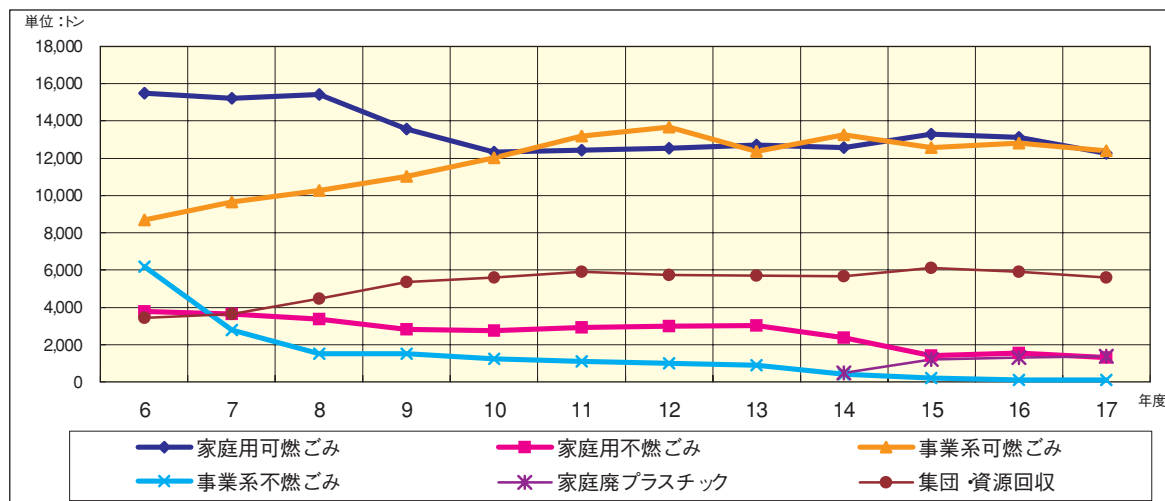
■ 平成17年度 ごみの年間処理量

単位：t

	旧津山地域	加茂地域	阿波地域	勝北地域	久米地域
可燃ごみ	24,656.9	639.7	65.7	1,403.2	1,137.0
不燃ごみ	2,199.2	6.4	0.1	69.6	280.0
粗大ごみ	455.9	57.7	16.3	290.8	56.0
資源ごみ（※）	2,835.2	165.7	8.7	391.1	（不燃に含む）
合 計	30,147.2	869.5	90.8	2,154.7	1,473.0

※缶・びん・ペットボトル・プラスチック容器包装等の総量

■ ごみ処理量の推移（旧津山地域）





基本方針

新ごみ処理施設の早期建設及び現施設の安全閉鎖と跡地利用を図っていきます。また、安全で安定したし尿処理に努めます。

基本的施策

廃棄物処理の推進

新ごみ処理施設の建設

安全閉鎖と跡地整備

し尿処理

施策の方向

1. 新ごみ処理施設の建設

廃棄物を適正に処理・処分するために、岡山県ごみ処理広域化計画に沿った焼却施設、リサイクル施設、最終処分場、環境学習施設、緑地などを総合的に整備した新ごみ処理施設を津山ブロック内の市町村と共同で建設し、運営していきます。

2. 安全閉鎖と跡地整備

現在の焼却施設と最終処分場の廃止にあたっては、安全閉鎖を行うとともに、その後の跡地利用計画の策定や周辺整備を進めます。

3. し尿処理

汚泥堆肥の利用促進やバイオを活用した処理システムについて調査研究を行い、処理費用の縮減に努めます。

また、安全で安定した処理を行うため、施設の整備、充実に向けた検討を行います。

IV 美しい自然と快適空間の形成

主 な 事 業・概 要	実 施 時 期		
	前 期 平成18年度 ～20年度	中 期 平成21年度 ～23年度	後 期 平成24年度 ～27年度
○新ごみ処理施設建設事業 焼却施設、リサイクル施設、最終処分場等の建設、運営			
○最終処分場整備・閉鎖事業 最終処分場の安全対策、市道改良、安全閉鎖、跡地整備など			
○ごみ焼却場整備・閉鎖事業 ごみ焼却場の安全閉鎖、跡地整備、市道改良など			
○圏域衛生処理センター施設更新事業 衛生処理センター施設更新の調査研究			



2-3. 暮らしを潤す水道の充実

● 現況と課題

水道は、市民の健康で文化的な生活と経済活動を支える重要な基盤です。良質な水を安定して供給するため、これまで事務の効率化や経営基盤の強化、利便性の向上などに努めてきました。

また、近年は、地震、渇水等の災害時における対応強化のため、基幹配水管の耐震化や緊急時の貯留水確保のための配水池の建設など安定的な水供給体制の構築を進め、信頼性の高い水道の実現に努めてきました。

今後も、広範な給水区域全域に対して良質な水を供給するため、老朽施設の更新や一元的な施設管理のための整備及び災害時を考慮した基幹施設の補強など継続的に安定した供給体制を整えることが必要です。特に、簡易水道施設については、施設の統合を進め、効率的な水の供給体制を整えることも求められています。

■ 水道の普及状況

平成 18 年 3 月 31 日現在

名 称	給水人口(人)	普 及 率 (対給水区域 内人口) (%)	年間給水量(m ³)	1日最大給水量 (m ³)	年間有収水量 (注) (m ³)
津山市上水道	104,069	99.8	14,979,194	45,926	11,884,863
加茂簡易水道	4,654	99.6	494,773	1,937	420,759
物見簡易水道	164	100.0	11,584	50	9,895
山河簡易水道	152	100.0	11,419	46	10,649
黒木簡易水道	120	100.0	10,998	103	8,206
下津川簡易水道	153	100.0	11,539	59	10,990
阿波簡易水道	682	100.0	101,568	493	82,052
倉見飲料水供給施設	57	100.0	5,007	61	4,062
合 計	110,051	99.8	15,626,082	48,675	12,431,476

※行政区域内人口に対する普及率は、99.3%

IV 美しい自然と快適空間の形成

基本方針

安全で安定した飲料水の供給をめざすとともに、水道施設の適正な管理を進めます。水源、水質の確保に努め、安全でおいしい水の供給を行います。

基本的施策

暮らしを潤す水道の充実

安定供給の確保

安全でおいしい水の供給

健全経営の推進

施策の方向

1. 安定供給の確保

需要の伸びに応じた水の安定供給を確保するため、岡山県広域水道企業団との連携を図りながら、浄水施設や幹線配水管等の基幹施設について計画的な整備、更新を行うとともに、簡易水道については、施設の統合整備を進めます。

また、ライフラインとしての機能強化を図るため、施設耐震化の推進、配水系統の相互融通などによる補完機能の充実、断水等の影響範囲を最小化するための配水ブロック化（注）の推進など、災害に強い水道施設の整備を進め、信頼性の高い送配水システムを構築します。

さらに、水資源の有限性や節水など水の有効利用について啓発を行うとともに、老朽配水管の更新など漏水防止に努め、貴重な水資源の効率的な利用を図ります。

2. 安全でおいしい水の供給

市民、事業者、河川管理者、流域市町村と連携し、河川美化や生活排水対策の推進など、水道水源の保全と水質改善に取り組むとともに、水質検査の迅速化を図り、検査体制を充実します。

また、原水の水質状況に対応した適切な浄水処理を実施し、水源汚染など不測の事態の発生も考慮に入れ、河川水質の監視体制を強化して安全でおいしい水の供給に努めます。

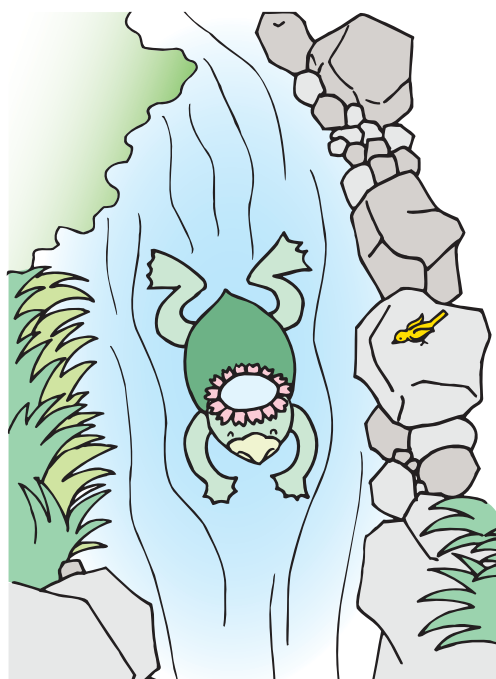
3. 健全経営の推進

長期的な展望で、計画的な施設の整備、更新と適切な維持管理を行うとともに、水道料金の適正化や収納率の向上に努めます。

また、高度情報化の進展に対応する情報処理機能の向上や事務事業の効率化など、水道事業の健全経営を図るとともに、市民ニーズに対応する水道事業を展開するため、水道に関する積極的な情報提供や情報収集に努めるなど双方向の情報交流を進めます。



主 な 事 業・概 要	実 施 時 期		
	前 期 平成18年度 ～20年度	中 期 平成21年度 ～23年度	後 期 平成24年度 ～27年度
○上水道第5次拡張事業 施設耐震化等の災害時給水体制の 確立、久米地域の配水池施設新設等			
○簡易水道整備改良事業 簡易水道の統合整備、改良			



IV 美しい自然と快適空間の形成

2-4. 快適で安全な下水道の整備

● 現況と課題

下水道は、河川などの水質を保全し生活環境を改善するうえで重要な施設であり、本市では、これまで計画的に汚水・雨水事業を推進してきました。

公共下水道事業は、計画処理面積 1,568.4ha、計画処理人口 49,060 人の事業認可を受けて、整備区域の拡大を図っていますが、平成 17 年度末の整備済面積は 944ha、普及率は 30.9 % となっています。

また、農業集落排水事業は、市内 5 地区で供用しており、処理人口 1,727 人、普及率は 1.6 % となっており、公共下水道事業及び農業集落排水事業を合わせた普及率は 32.5 % で、今後も、合併処理浄化槽設置事業の推進とともに、地域の状況に応じた污水处理施設の整備が必要です。

一方、雨水事業については、集中豪雨などによる浸水被害を防止するために、下水道事業を基本とした対策を実施し、それに基づきポンプ排水、貯留、流域カット（注）などにより、市民の生命と財産を守るための事業を進めています。

■ 公共下水道事業計画概要

地 域	供用開始	全体計画面積 (ha)	計画人口 (人)	認可面積 (ha)	認可計画人口 (人)
旧津山地域	H 3. 3.25	2,555.0	66,500	1,042.0	38,110
加 茂 地 域	H14. 3.31	110.4	3,100	110.4	3,100
勝 北 地 域	H14. 4. 1	287.0	7,600	167.0	4,260
久 米 地 域	H15. 3.25	480.0	7,500	249.0	3,590
全 体		3,432.4	84,700	1,568.4	49,060



■ 農業集落排水事業計画概要

地区名		概要	供用開始	計画人口 (人)	管路延長 (m)	中継ポンプ 施設(ヶ所)	処理施設面積 (㎡)
供用開始及び 事業実施中	阿波		H10.12.1	1,160	20,452	17	1,950
	黒木		H12.3.31	210	3,143	6	1,019
	青柳		H13.3.31	350	7,782	17	1,520
	下津川		H15.3.31	150	3,205	11	1,047
	新加茂		H18.3.31	600	15,108	25	4,426
	知和			280	H14～H19実施中		

■ 汚水処理人口普及率

平成18年3月31日現在

	住民基本 台帳人口 (人)	公共下水道		農業集落排水		合 計	
		処理人口 (人)	普及率 (%)	処理人口 (人)	普及率 (%)	処理人口 (人)	普及率 (%)
旧津山地域	88,911	27,044	30.4			27,044	30.4
加茂地域	5,305	2,465	46.5	1,063	20.0	3,528	66.5
阿波地域	681			644	97.5	664	97.5
勝北地域	7,285	2,756	37.8			2,756	37.8
久米地域	7,656	1,702	22.2			1,702	22.2
全 体	109,838	33,967	30.9	1,727	1.6	35,694	32.5

基本方針

下水道の整備により水質の保全を図るとともに、降雨時の浸水被害を抑制し、環境に負荷の少ない快適で安全な環境づくりを進めます。

基本的施策

快適で安全な下水道の整備

汚水処理施設の整備

雨水対策の推進

IV 美しい自然と快適空間の形成

施策の方向

1. 污水处理施設の整備

市街地においては、公共下水道の効率的な整備を推進するとともに、計画的に区域を拡大し、普及を図ります。

また、流入水量の増大に対応するため、浄化センターの水処理施設などの増設を行うとともに既存施設の改築更新を行います。

集落地域においては、農業集落排水事業や合併処理浄化槽設置事業により污水处理を推進し、集落環境の向上と周辺農地などの水質保全に努めます。

河川の水質汚濁を防止するため、水洗化の啓発・促進を行うとともに、污水处理施設の効率的な管理、運営に努めます。

2. 雨水対策の推進

浸水被害を防止し、市民の安全を守り財産を保全するため、雨水排水処理施設などの整備を図ります。

主 な 事 業 ・ 概 要	実 施 時 期		
	前 期 平成18年度 ～20年度	中 期 平成21年度 ～23年度	後 期 平成24年度 ～27年度
○公共下水道事業 污水管整備、雨水管整備、浄化センター整備、普及啓発活動の実施			
○農業集落排水事業 污水管整備、処理施設整備			
○合併処理浄化槽設置事業 公共下水道、農業集落排水区域外への合併処理浄化槽の設置補助			



2-5. 住み心地の良い環境衛生、環境美化の充実

● 現況と課題

市民が安全で快適な生活を営むうえで、大気、水、土、緑等の地域環境を適正に保全していくことが求められています。

本市は、大気汚染、生活雑排水による水質汚濁等の問題に対し、環境調査の実施や企業との公害防止協定の締結により、汚染防止のための規制や監視強化に努めてきました。さらに、効率的な汚水処理の推進を図るために、下水道区域外に農業集落排水事業の整備及び合併処理浄化槽の設置をしてきました。

しかし、近年は不法投棄や野外焼却等の生活型公害が急増していることから、環境啓発、監視強化等による取り組みが求められています。

また、地域の環境美化への市民の取り組みとして、花いっぱい運動や道路、河川、公園等の清掃活動が行われています。今後も、これらの自主的な活動を支援するとともに、美しい環境づくりへの意識の高揚に努めていく必要があります。

斎場は、利用者の広域化による火葬件数の増加に伴い、施設の計画的な整備が課題となっています。

■ 公害苦情件数

単位：件

区分 年度	大気 汚染	水質 汚濁	騒音	振動	悪臭	その他	計
平成13年	26	8	4		14	18	70
平成14年	2	15	10	1	27	67	122
平成15年	2	14	4		9	85	114
平成16年	10	7	7		4	71	99
平成17年	33	13	13		11	41	111

IV 美しい自然と快適空間の形成

基本方針

地域ぐるみの活動により、環境衛生、環境美化の保全と推進に努め、清潔で良好な居住環境を整えます。

基本的施策

住み心地の良い環境衛生、
環境美化の充実

公害の防止

環境の美化

斎場の整備

施策の方向

1. 公害の防止

大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下等の公害発生を防止するため、監視と指導の強化に努めます。また、不法投棄や野外焼却等の生活型公害を防止するため、環境啓発や監視強化に努めます。

地域や関係機関との連携を強化し、公害の予防、発生時の相談体制を充実するとともに、迅速で適切な処理に努めます。

2. 環境の美化

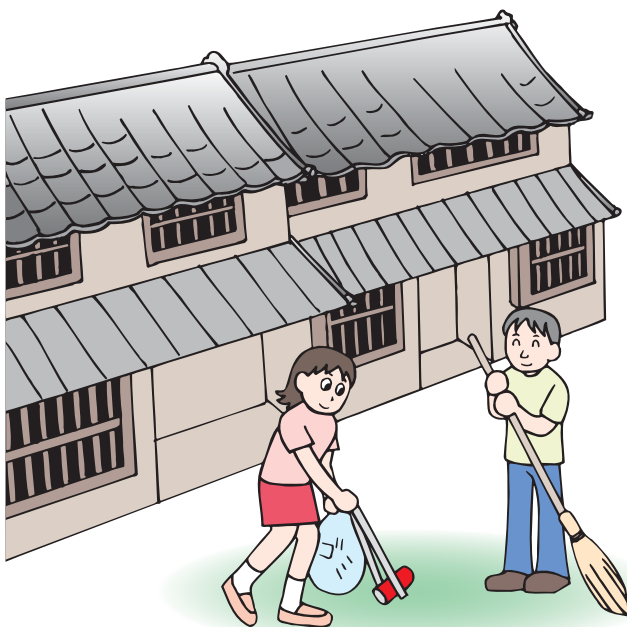
地域や団体による花いっぱい運動や清掃などの自主的な環境美化活動への取り組みを促進するとともに、一人ひとりがごみのない美しい環境づくりを心がけることができるよう環境美化の啓発に努めます。

3. 斎場の整備

斎場整備を計画的に進め、適正な管理運営に努めます。



主 な 事 業 ・ 概 要	実 施 時 期		
	前 期 平成18年度 ～20年度	中 期 平成21年度 ～23年度	後 期 平成24年度 ～27年度
○公害防止対策事業 公害防止への啓発、規制指導、 環境状況の調査、監視体制の整備			
○公共下水道事業(再掲) 汚水管整備、雨水管整備、浄化セ ンター整備、普及啓発活動の実施			
○農業集落排水事業(再掲) 汚水管整備、処理施設整備			
○合併処理浄化槽設置事業(再掲) 公共下水道、農業集落排水区域 外への合併処理浄化槽の設置補助			
○環境美化推進事業 花いっぱい運動の推進、地域の河 川、道路、公園等の美化活動への支援			
○斎場整備事業 斎場の整備、改修			



弥生小5年 こし山 雅人さん

